

交通規制管理システムに関する事務取扱い要領について

昭和63年12月23日

栃交規第5号、栃情管第3号栃木県警察本部長通達

交通規制の実施状況及び交通安全施設（信号機・道路標識）の管理をコンピュータシステムによって行うための規程である。

主な内容

- 交通規制管理台帳等
- 交通規制管理台帳等の変更上申等